

山梨県立中央病院 設備運転管理業務委託契約書（案）

委託者（甲） 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院

受託者（乙）

上記当事者間において、設備運転管理業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務を乙に委託するものとする。

(1) 病院建物設備の設備運転管理業務

(2) 病院建物設備の保全管理業務

(3) 救急ヘリコプター飛来時のヘリポート監視業務

第2条 乙は、受託業務が病院運営上最も重要な業務であることを認識し、病院設備の管理運転に遺漏がないよう甲が別に定める各標準仕様書等に従い、誠実に業務を履行するものとする。

（委託の期間）

第3条 本契約の期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（委託料と支払）

第4条 委託料は金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は金 円）とする。

- 2 甲は、本契約に基づく委託料の36分の1を毎月乙へ支払うものとする。ただし、円未満の端数がある場合は、最終支払いに加えて支払うものとする。
- 3 甲は毎月の委託料を、乙の業務履行を確認した後、適法な請求があった日から30日以内に支払うものとする。
- 4 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における業務に対する消費税等相当額は、変動後の税率により計算するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第三号により免除とする。

（義務及び服務）

第6条 乙の作業員は、本契約に基づき誠意をもって業務を行うものとし病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、患者及び外来者等に不快感を与えないよう心がけるものとする。

- 2 乙は、別に定める業務日誌等に毎日の作業内容を記載し、甲に提出するものとする。
- 3 乙の作業員が作業を実施するときは、乙の支給する衣服を着用し、乙の作業員であることを明確にしなければならない。

（現場責任者）

第7条 乙は、契約業務につき甲との連絡調整にあたり、乙を代理して特命事項等を受理し、かつ契約業務に従事する乙の作業員を管理する直接指揮監督者を選任し、次の任にあたらせるものとする。

(1) 乙の作業員への直接指揮、管理、監督

(2) 契約業務履行に関する甲との連絡調整

(作業員の有資格)

第8条 従事する乙の作業員は、次の資格または同等以上の技術を取得している者とする。

- ・第3種電気主任技術者、第2種電気工事士、第1級ボイラーテクニクス、整備士及び乙種4類危険物取扱者
- ・消防設備士の有資格者で1年以上の経験を有する者

(消耗品等の負担)

第9条 作業に使用する機械・器具並びに消耗資材等は、別紙標準仕様書に記載されたもの及び設備機器に付属する特定工具等を除きすべて乙の負担とする。ただし、業務日誌等の記録用紙及びトナー・インクカートリッジ等については甲の負担とする。

2 甲が支給した支給材料は善良なる管理者の注意をもって保管し、適切に配置又は使用することとする。

(経費の負担)

第10条 業務の実施に要する電力・用水・燃料等の通常の経費は、甲の負担とする。

(事務室の設置)

第11条 乙は、本契約の履行にあたり必要と認めた場合は、病院内に事務室を置くことができる。

2 乙は、前項の事務室を置く場合は、あらかじめ文書により甲の承認を得るものとする。

(業務上の責任及び損害賠償)

第12条 乙の従業員が、甲の建物内において行った一切の行為は、すべて乙の責任とする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり甲または第三者に損害を与えたときは、甲から必要な指示を受け、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(雇用者の管理責任)

第13条 乙は乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(委任又は下請の禁止)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、業務の全部又は大部分を第三者に委任し、若しくは請負わせてはならない。

(機密の保持)

第16条 乙または乙の作業員は、作業実施に当たって知り得た甲の秘密を、第三者にもらしてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- 三 第12条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。
- 四 その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- 五 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第18条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあっては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。
- 2 甲の責めに帰する事由により、第1条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規定を準用する。

(予算削減に係る契約の解除等)

第19条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を解除することができる。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、履行業者が替わるため業務の引継ぎが必要な場合において、新履行業者が契約業務を適正に行えるよう、業務履行上の留意点等、甲及び前履行業者から引き継いだ内容等を、新履行業者に確實に引き継ぐよう努めなければならないものとする。

(協議事項)

第22条 この契約に定めてない事項又は、疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

第13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。